

第 2 6 節 廃棄物処理計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 処理施設等の被害状況の調査 2 臨時集積所の選定及び広報 3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定 4 収集順序の確立 (1) ごみ.....生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等 (2) し尿.....避難所等 (3) がれき...危険なもの、通行上支障のあるもの等 5 市民への施設復旧状況の広報 6 市民への協力要請 ⇨ 自己処理、集積場所への運搬、分別、風呂の水の汲み置き等 7 仮設便所の準備 ⇨ 避難所・住家密集地等への設置 8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇨ 不足の場合 ⇨ 府近隣市町村、関係団体への応援要請	環境保全課 生活環境課 農林課 土木管理室

第 1 計画の方針

災害時におけるし尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第 2 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市長が主体となって実施する。

第 3 し尿処理

1 被害状況の把握

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。
- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握し、仮設便所を速やかに避難所、住家密集地等に設置を図る。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

2 収集方法

浸水を伴う災害では、し尿汲取量の激増が予想されるので、時期を失することなく委託業者等に協力要請して収集、運搬作業を実施する。

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施するものとする。

4 処理方法

市は、収集したし尿の処理を、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うものとし、仮設便所の管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

第4 ごみ処理

1 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。なお、災害の規模、状況により府及び近隣市町村等へ応援を要請する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

ごみ処理施設での処理を原則とするが、必要に応じ府及び近隣市町村等へ応援を要請する。

5 仮置場、一時保管場所の設置

災害により処理施設に支障がある場合並びに多量なため、又は交通事情等により早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して臨時集積所を設ける。なお、その場合には消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つものとする。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求めるものとする。

第5 がれき処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかにがれきの発生量を把握するものとする。

2 仮置場の確保

がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) がれき処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。
- (5) がれきの焼却処分に当たっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分するものとする。
- (6) その他、がれき等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視するものとする。

第6 死亡獣畜処理

大阪府南部家畜保健衛生所長と協議の上、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却するものとする。

資料編	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 市浄化槽清掃業許可業者一覧
-----	----------------------------------